業務委託入札心得

岸和田市

（目的）

第１条　この心得は、岸和田市が行う業務委託の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第２条　入札参加者は、地方自治法、同施行令、岸和田市財務規則の各条項及びその他の関係法令並びにこの入札心得、入札要項、現場説明事項等を遵守しなければならない。入札参加者は、これらに疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

２　入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けなければならない。

（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札参加資格）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

（１）地方自治法施行令第167条の４第２項各号に該当する者

（２）入札日において、入札等除外措置を受けている者

（３）入札日において、指名を取り消されている者

（４）指名（現場説明会）通知書を指定時刻までに取りに来なかった者

（５）当該入札に関する現場説明会を行う場合において、現場説明会に参加しなかった者

（６）入札開始時刻に遅れた者

（７）内訳明細書の提出を義務付けた入札において、積算をしなかった者又は内訳明細書を提出しない者

（８）入札時に、入札要項を持参しない者、又は記名押印を欠く入札要項を持参した者

（９）前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者

（入札等）

第５条　入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

２　仕様書等を貸与された場合、入札時に返却しなければならない。

３　入札室への入室は、入札参加者又は入札参加者の代理人のどちらか１人とする。

４　入札参加者が契約時使用印を持ち出しできず代理人の印で入札する場合、その委任状を持参しなければならない。

５　代理人は、当該入札に参加する他の事業者の代理をすることはできない。

６　入札書は、入札時に配布される岸和田市所定の用紙を使用すること。

７　入札書には、楷書で丁寧に記入するものとし、金額については、算用数字を用い、その数字の直前に「￥」又は「金」の文字を記入しなければならない。

（入札の辞退）

第６条　入札参加者は、入札書を入札箱に投入するまでは、入札を辞退することができる。

２　前項の入札を辞退した者は、これを理由として一切の不利益な扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第７条　入札箱に投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（入札の中止等）

第８条　入札参加者が、不正な入札を行うおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

２　前項に定めるもののほか、入札する者が１人となったときは、当該入札は中止することがある。

（入札の無効）

第９条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）第４条各号のいずれかに該当し、入札に参加する資格を有しない者のした入札
（２）委任状を持参しない代理人のした入札
（３）記名押印を欠く入札
（４）金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
（５）誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
（６）鉛筆書きによる入札
（７）談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
（８）１回の投函について、２回以上の投函をした者の入札
（９）同一の入札について、自己のほか、他の代理人を兼ねて入札した者の入札
(10) その他、入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第10条　入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する額（１円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。）が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

２　落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者がくじを引き落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

（再度の入札）

第11条　開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

２　前項による再度の入札を行うに際し、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

（１）第９条第１号若しくは第２号又は第７号から第９号までの規定により無効とされた入札をした者
（２）第９条第10号の規定に基づき無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不適当と認められる者
（３）最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格に達しない価格で入札をした者

（契約保証金等）

第12条　受注者は、請負金額の100分の10以上の契約保証金（現金、銀行保証小切手又は質権の設定された定期預金証書とする。）を納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、受注者が岸和田市財務規則第123条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

３　契約保証金には、利子を付さない。

４　契約保証金は、契約業務完了後に全額を還付する。

（契約書の提出）

第13条　落札者は、入札要項に定める契約締結期限あるいは仮契約締結期限までに、落札者が記名押印した契約書（議会の議決に付すべき契約であるときは、仮契約書）を契約担当者に提出しなければならない。

２　落札者が前項に定める期日までに契約書あるいは仮契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（違約金の徴収）

第14条　岸和田市財務規則第108条の規定により入札保証金の免除をされた者が、正当な理由がなく契約を締結しない時は、落札金額の100分の３に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（入札等除外措置）

第15条　落札者が契約までの間に、入札等除外措置を受けたときは、落札者としての権利を失う。

（誓約書の提出）

第16条　落札者は、契約書又は仮契約書の提出時に、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（異議の申立）

第17条　入札した者は、入札後、この入札心得、仕様書、内訳明細書、入札要項、契約書(案)の各条項及び現場等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。